

計算書類等に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物、車両運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア一定額法

(2) 引当金の計上基準

- 1) 退職給付引当金及び嘱託職員退職給付引当金の額は、退職手当積立基金預け金及び嘱託職員退職手当積立基金預け金と同額とする。
- 2) 賞与引当金の額は、翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 職員

- 1) 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国福祉団体職員退職手当積立基金に加入し、掛金は費用処理
- 2) 退職手当支給時は、退職手当規定により全国社会福祉団体職員退職手当基金から受ける額を支給

(2) 嘱託職員

- 1) 嘱託職員就業規則に基づき、当社協独自で積立てを行う。掛金は費用処理
- 2) 退職手当支給時は、嘱託職員就業規則により、積み立てた額を支給

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 計算書類

- 1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- 2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- 3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- 4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- 5) 財産目録(別紙4)

(2) 拠点区分、サービス区分

1) 社会福祉事業区分

① 法人運営事業拠点区分

法人運営事業サービス区分、地域福祉推進事業サービス区分、共同募金配分金事業サービス区分

② 介護保険事業拠点区分

居宅介護支援事業サービス区分、訪問介護事業サービス区分、訪問入浴可介護事業サービス区分
通所介護事業サービス区分、地域支援事業サービス区分

③ 生活支援ハウス事業拠点区分

高齢者生活福祉センター受託事業サービス区分

④ 放課後児童健全育成事業拠点区分

学童クラブ運営事業サービス区分

⑤ 保育所経営事業拠点区分

保育所経営事業サービス区分

2) 収益事業区分

① 祭壇貸付事業拠点区分

祭壇貸付事業サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地(基本)				
建物(基本)	41,480,047		2,248,953	39,231,094
定期預金(基本)	1,000,000			1,000,000
投資有価証券(基本)				
合計	42,480,047		2,248,953	40,231,094

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 放課後健全育成事業拠点区分の建物(基本)を減価償却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金904,445円を取り崩した。

(2) 保育所経営事業拠点区分の建物(その他)及び器具及び備品を減価償却した事に伴い、国庫補助金等特別積立金282,483円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

資産種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	41,959,973	2,728,879	39,231,094
建物(その他固定資産)	6,690,000	2,598,144	4,091,856
車輛運搬具	20,914,332	19,615,640	1,298,692
器具及び備品	15,737,585	10,389,786	5,347,799
合計	85,301,890	35,332,449	49,969,441

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

債権	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の 当期末残高
(①) 福祉金庫貸付金(4件)	113,000		113,000
合計	113,000		113,000

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

生活支援ハウス拠点区分の支援員(介護保険事業拠点区分(訪問介護)と兼務)が7月末で退職した為、8月から介護保険事業拠点区分(通所介護)の職員を支援員(兼務)とした。給与の差、勤務時間の割合の変化から案分率を以下の通り変更した。生活支援ハウス9対介護保険事業1から5対5へ変更。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし